

奈良県公安委員会告示第112号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から代表者の氏名の変更に
ついて届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月14日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

運転免許取得者等 教育を行う者の氏 名又は名称	運転免許取得者等 教育に使用する施 設の名称	代 表 者 の 氏 名	
		変 更 前	変 更 後
奈良交通株式会社	奈良交通自動車教 習所	森 島 和 洋	田 中 耕 造